

平成 19 年 9 月

防衛省地方協力局施設管理課

建物、工作物移転及び除却補償等の算定についての概要

1 制定の趣旨

これまで調達規で定めていた審査基準について、①現代仮名遣い表記への変更、カタカナからひらがなへの変更等、②実効性のない規定の削除等を行った上、防衛施設庁長官通達として制定し直したものである。

2 本通達の概要

この通達は、建物、工作物移転及び除却補償等に関する算定基準について定めるものである。

- (1) 総則
- (2) 建物、工作物等の移転等
- (3) 庭樹の移植等
- (4) 墳墓の移転
- (5) 協議

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日